

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一時差異等調整引当額についての所要の措置 (国税 27)(法人税:義)、(地方税 14)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</p> <p>○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを</p>

			<p>目的とする。</p> <p>○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>改正が実現した場合において、「純資産控除項目」が生じる法人について、投資法人の課税の特例の適用を受ける件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 254,249 百万円(平成 25 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>
		② 減収額	-

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-~-)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-~-)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-~-)</p> <p>繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に応じた場合、投資法人の活動の制約が解消されるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税收減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税收減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月